

個人型年金加入申出書(第1号被保険者用)

ご注意事項をよくお読みいただき、ご記入をお願いいたします。黄色の網掛け部分をご記入ください。

記入例

1

ご本人がご記入ください。

※基礎年金番号は、「年金手帳」等をご確認のうえご記入ください。

※氏名の間のスペースは1ヶ所です。外国人の方もスペースが1ヶ所となるようご記入ください。

2

第1号被保険者にチェックしてください。

国民年金基金連合会 宛 届書コード 01011		事務処理センター用 1枚目	
個人型年金加入申出書			
●必ず記入要欄をご覧のうえ、ご記入ください。●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。●選択項目の□にはし点を記入してください。●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。●身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。			
1. 申出者 全ての加入申出者がご記入ください。▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。			
フリガナ	ネンキン イチロウ	基礎年金番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0
氏名	年金 一郎	生年月日	昭和 49 年 10 月 06 日 性別 男
住所	〒123-4567 東京都〇〇区△△1-23-456 □□ビル	連絡先電話番号	(12) 3456-7890
2. 被保険者の種別 必ずいずれか1つにし点を記入のうえ、3. 掛金の納付方法に該当項目をご記入ください。			
☒ 第1号被保険者▶会社員以外の自営業者 ☒ 第2号被保険者(65歳未満)▶共済組合員を除く会社員等 ☒ 第3号被保険者▶会社員、公務員に扶養されている配偶者 ☒ 共済組合員(65歳未満)▶国家公務員共済組合の長期組合員、地方公務員共済組合の長期組合員、私立学校教職員共済制度の長期加入者 ☒ 任意加入被保険者(60歳以上65歳未満の日本国内に住所を有する者)(任意加入被保険者用別紙の提出が必要) ☒ 任意加入被保険者(20歳以上65歳未満の海外居住者)(任意加入被保険者用別紙の提出が必要)			
3. 掛金の納付方法 事業主払込を選択した場合は、「事業主払込に関する証明書(K-109AまたはB)」をご提出ください。			
☒ 事業主払込 ☒ 個人払込			
4. 掛金引落口座情報 「個人払込」の場合は加入申出書にご記入ください。第1号・第3号・任意加入被保険者も同様です。「事業主払込」の場合は、ご記入は不要です。			
口座名義人	フリガナ	ネンキン イチロウ	金融機関 届出印
個人払込の場合、本人名義に限定・届番号は不可	年金 一郎		2枚目に金融機関届出印を押印してください
☒ ゆうちょ銀行以外の金融機関 金融機関種別 ☒ 銀行 ☒ 信連 ☒ 信金 ☒ 農協 ☒ 信組			
支店名		種目コード 166 契約種別コード 30	
支店名		通帳記号	
通帳番号(右詰め)		通帳番号(右詰め)	
5. 掛金納付区分			
☒ 掛金を下記の毎月定額で納付します。 毎月の掛金額 2 0 0 0 0 円			
☒ 納付月と金額を指定して納付します。 別紙の「加入者月別掛金額登録・変更届(K-030)」を添付してください。			
6. 現在のお勤め先(事業所情報)			
企業年金制度等の加入状況コード 左記の番号が[00]以外の場合 □にし点を記入ください			
登録事業所番号			
登録事業所名称			
7. 付加保険料納付状況・国民年金基金加入状況について			
☒ 国民年金の付加保険料(納付月額400円※1)を納付している。			
☒ 国民年金基金に加入している。 右欄を記入			
8. 給付金・年金の受給状況について			
☒ iDeCoの老齢給付金(一時金を含む)を受給していない。 ☒ 老齢基礎年金・老齢厚生年金を繰り上げ受給していない。			

A

5

該当する項目がある方はご記入ください。

※国民年金と国民年金基金は別の制度です。

※国民年金付加保険料と国民年金基金は同時に納付することはできない制度です。両方にチェックすることはありません。

3

引落口座の登録に合わせてご記入・ご捺印ください。
※「金融機関届出印」欄は、金融機関届出印もしくは届出サインを、2枚目に押印もしくはご記入ください。
※「預金種別」と「口座名義人」欄はご記入もれが多い欄です。お忘れなくご記入ください。

4

どちらかにチェックしてください。
毎月定額(左)…毎月の掛金額をご記入ください。5,000円～拠出限度額まで指定できます。
納付月と金額を指定(右)…「加入者月別掛金額登録・変更届」の添付が必要ですので、コールセンターへお問い合わせください。
※付加保険料を納付または国民年金基金に加入している場合は、拠出限度額68,000円から納付金額を差し引いた金額が拠出限度額となります(千円単位)。

20歳以上60歳未満の自営業者の方などの第1号被保険者で、国民年金の保険料を納付している方が加入できます。ただし、農業者年金に加入されている方は加入できません。
記入内容を訂正される場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。修正液での訂正は承れません。2枚目の預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書を訂正する場合には金融機関届出印もしくは届出サインにて訂正してください。

本人控は返却致しませんのでご了承ください。

すでに個人型確定拠出年金にご加入の方は必要な書類が異なります。くわしくはコールセンターへお問い合わせください。